

令和2年4月30日



担当	新型コロナウイルス 感染症対策本部	
電話	危機管理局 (073) 435-1198	地域安全課 (073) 435-1005
内線	5030	5104

休業要請対象施設の監視等の強化について

県からの休業要請を受けているにもかかわらず要請に応じていない店舗や、今後他府県からの来訪者が多くなると想定される海水浴場や釣り場等海岸付近について、県と連携して監視等を強化します。

1 法的な休業要請を受けているが要請に応じていない店舗への見回り

インターネットカフェ

(参考) パチンコ、ボーリング場、ゲームセンターは、すべて休業中

2 他府県からの来客が多いと想定される場所での啓発パトロール

(1) 啓発場所

浜の宮、片男波、浪早、加太の各海水浴場等

(2) 啓発放送内容

「現在、全都道府県に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されています。

近隣府県の皆様は、府県境を越えた移動の自粛をお願いします。また、地域の皆様におかれましても不要不急の外出の自粛をお願いします。」

◆問い合わせ先

地域安全課 (073-435-1005)



(3) 海岸付近の駐車場の閉鎖

和歌山県が海水浴場等の駐車場閉鎖を受けて、和歌山市においても、次の駐車場を閉鎖しています。

親子つりパーク前駐車場、雑賀崎漁港駐車場、浪早ビーチ駐車場

◆問い合わせ先

農林水産課 (073-435-1049)

片男波駐車場

◆問い合わせ先

観光課 (073-435-1234)

3 商業施設等における来店状況の調査

新たに対象とする店舗・・・大型古本屋

◆問い合わせ先

少年センター (073-425-2351)